第2章

指定給水装置工事事業者及び 給水装置工事主任技術者

第2章 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事 主任技術者

2.1 指定給水装置工事事業者

2.1.1 指定給水装置工事事業者制度の概要

水道により供給される水の安全性の確保は、水道にとって最も根幹的な使命である。 給水装置は、水道事業者の施設である配水管と直結して設けられるものであり、給水装 置の構造及び材質等が不適切な場合には、供給する水の水質に影響を及ぼし、又は他の 需要者の使用に支障を与えるなど、公衆衛生上の大きな被害が生じるおそれがある。

指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)制度は、給水装置の構造及び材質が、施行令第6条に規定される基準に適合することを確保するため、管理者がその給水区域において、給水装置工事を適正に施工することができると認められる者を、法第16条の2第1項に基づき指定する制度である。

指定工事業者として求められる要件は次のとおり。

- (1) 施行令の基準に適合する給水装置工事を施行できる技術を有している。
- (2) 給水装置工事に関し、法令、規則及び水道事業者が定めた供給規程を熟知し、それに従って工事を施行できる。
- (3) 水道の需要者との契約を誠実かつ適正に履行できる。

2.1.2 指定の更新

法第 16 条の 2 第 1 項の指定は、 5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(法第 25 条の 3 の 2)

2.1.3 指定給水装置工事事業者の義務

指定工事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置き(法第25条の3)、その選任・解任について一定の手続きにより管理者に届出なければならない(法第25条の4)。指定事項に変更があったときや、事業の廃止、休止、再開したときも、一定の手続きにより管理者に届出なければならない(法第25条の7)。

○倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程第5条(指定工事業者の義務)

- (1) 指定工事業者は、条例、施行規程、給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の 条件に関する規程及び倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程を遵守するとともに、 管理者の指示に従わなければならない。
- (2) 指定工事業者は、非常災害等緊急事態が発生したときは、管理者の要請に応じ積極的に協力しなければならない。

2.1.4 指定給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準

○法施行規則第36条(事業運営の基準)

指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適 正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事(厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く)ごとに、水道事業者に届出した主任技術者のうちから、当該工事に関して前条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の 向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
 - (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
- ① 施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ② 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ① 施主の氏名又は名称
- ② 施行の場所
- ③ 施行完了年月日
- ④ 主任技術者の氏名 ⑤ しゅん工図
- ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ⑦ 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

2.2 給水装置工事主任技術者

2.2.1 給水装置工事主任技術者の役割と職務

指定工事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者の うちから、給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)を選任しなければな らない。

主任技術者は、給水装置の構造・材質が基準に適合するように、確実に工事を施工することができる者として指定されるものであり、適正な施工をするための技術上の総括者となる責任と地位を付与されたものである。そのため、水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることはもち

ろんの事、給水装置の構造及び材質の基準や給水装置工事技術などの専門的知識を修得し続ける努力と、給水装置工事に従事する者の能力に応じた役割分担の指示、分担させた従事者に対する品質目標、工期その他の施工管理上の目標に適合した随時の技術的事項の指導及び監督を通じ、全体の技術の向上に寄与することが求められている。

2.2.2 主任技術者の職務

(法第25条の4第3項・施行規則第23条)

主任技術者は次に揚げる職務を誠実に履行しなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条の基準に適合していることの確認
 - (4) 給水装置工事に関し、水道局との連絡又は調整
- (5) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管の位置確認に関する連絡調整
- (6) 施行規則第36条第1項第2号に揚げる工事に係る工法、工期、その他の給水 装置工事上の条件に関する連絡調整
 - (7) 給水装置工事を完了した旨の連絡

2.3 給水装置工事に従事する者の責務

給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。(法第25条の4第4項)

2.4 給水装置工事配管技能者

給水装置工事事業者の「事業の運営の基準」として、法施行規則第36条第2号に、配水管から水道メーターまでの給水装置工事については適切な技能を有する者に施工させることとされており、この「適切に作業を行うことができる技能を有する者」(以下「配管技能者」という。)としては、平成20年3月21日付健水発0321001号「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」において次のように例示されている。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- (3)職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- (4) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程

(「配管技能講習会」)を修了した者(平成24年より「配管技能検定会」に変更) なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取り付け、配水管のせん孔、給水 管の接合等の経験を有している必要がある。